

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年5月23日認可した。

平成20年6月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市屋島仲池土地改良区	団体営ため池等整備事業（小規模・一般型）小判屋池地区
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）新池地区